

りそな外貨普通預金<マーケットリンク>規定改定のお知らせ

下記のとおり、りそな外貨普通預金<マーケットリンク>規定を改定し、平成 28 年 4 月 1 日以降、新规定によりお取り扱いさせていただきます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、下記の照会先又はお取引店までお問い合わせください。

株式会社 りそな銀行

1. 改定内容 (1)

反社会的勢力との取引拒絶についての以下の条項を追加いたします。

13. (反社会勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 14 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 改定内容 (2)

解約について、暴力団排除に関する次の条項(下線部分を追加)を改定いたします。

14. (解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参の上、当店に申し出てください。

(2) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

以 上